

令和7年10月1日現在

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンメンタルヘルスキョウソウキョテンピアウエル
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人メンタルヘルス共創拠点ピアウエル

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理 事	カウ シンク 加藤 伸輔		なし	代表理事
理 事	ヨシミアカ 吉見 明香		なし	副代表 理事
理 事	カワグチ タカユキ 川口 敬之		なし	
理 事	サト ミサコ 佐渡 美佐子		なし	
理 事	ミヤモト ナオ 宮本 奈保		なし	
監 事	カタoka ユウ 片岡 優		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。